

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第七十五号

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）に基き臨時建築制限規則施行細則を次のように定める。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 臨時建築制限規則（以下規則とす）第十一條

第一項の規定による許可（及び資材割当）申請書又は
届書（正副二通）は建築地を管轄する土木出張所長

（鳥取、郡家土木出張所長を除く以下同じ）を経由し
て提出しなければならない。

土木出張所長は規則第十六條の規定により申請書を受
理した日の翌日から起算して三日以内に知事に進達す
るものとする。

昭和二十四年八月十二日
第二千三十六号

第二條 規則第十一條第三項の規定により許可申請書又

は届書には左の各号にもとずく書類及び図面を添付し
なければならぬ。

なほ必要あるときは所要の書類の提出を追加又は省略
する事が出来る。

一、指定資材の中で手持資材により築造しようとする
者は資材の入手経路を明記したる別記様式一による
書類

二、許可済又は届済の建築物の設計変更をしようとする
者は許可証若しくは許可証の寫又は届済証若しくは
届済証の寫

三、建築物の各階の平面図、建築敷地内建築物の配置
図

四、規則に關連した他の法令等の適用の有無を明確に
した別記様式二による書類



○私の建物ではありませんが別紙の通り建物所有者より私が築造(用途変更)して支障ない旨の承諾を得てゐます

五、特別都市計画法

(境町)(新増改移)

○該当してゐません

○別紙の通り縣知事から許可を得てゐます

○別紙境戦災復興事務所長証明書の通り同法には支障ありません

様式三

農家漁家附帯設備整備に関する証明願

臨時建築制限規則により 月 日付をもつて 市郡

町村 番地に農(漁)家附帯建築物の築造につ

いて許可申請をいたします。

つては左記事項に付事実相違なき旨の御証明方御願いたします。

年 月 日
住 所 氏 名 印

市町村長宛
一、耕作状況

種 目 反 別

水 田 (單位反)

菜 園 (同)

桑 園 (同)

果 実 園 (同)

葉 煙 草 園 (同)

三 極 ち ょ う ぞ 園 (同)

計

二、家畜飼育状況

種 別 頭數(現在の飼育頭數又は計画飼育頭數)

牛、馬

綿羊、豚

其 他

三、副業状況

種 別 従来よりの現況 將來の計画

養 蚕

掃立量 收繭量(年間一回平均量)

其 他

四、漁業状況

種 目 數 量 摘 要

漁業用器具

其 他

五、同居者人員状況

同 居 者 名

但し右は1同一保有米による生活構成人員であります

2 同一配給通帳による構成人員であります

右各項共事実相違なきことを証明する。

年 月 日

市 町 村 長 名 印

様式四正副

建築敷地の変更(又は名儀変更)届書

一、変更なさんとする建築敷地の地名番号

市 町 村 丁 目 番 地

一、変更なさんとする名儀人の住所氏名及名称

住所 氏名、名称

一、建築敷地又は建築主の名儀変更に対する事由

右の通り建築敷地又は名儀を変更したいので御届

出ます

年 月 日

右変更せんとする者の住所氏名又は名称印

右により名儀変更爲した者の住所氏名又は名称印

鳥取縣知事 宛

告 示

◇鳥取縣告示第四百三十五号

昭和二十四年八月四日七月定例縣会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算(同日議決追加予算も含む)及び昭和二十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算昭和二十四年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出追加予算は次の通りである。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和三十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算		追加更正予算額		備考
歳入	歳出			
1 縣 税	10 縣債	3,030,910	12,580,000	
3 地方配付税	1 縣 債	3,030,910	12,580,000	
8 分担金及び負担金	歳入合計	50,000	35,275,692	
2 負担金	歳 出	50,000	200,000	警察消防費
4 使用料及手数料	2 消防費	1,643,400	200,000	
2 手数料	4 土木費	1,643,400	25,036,831	
5 国庫支出金	3 道路橋梁費	17,044,428	340,000	
1 国庫負担金	9 災害土木費	4,336,318	24,421,881	
2 国庫補助金	11 土木諸費	12,808,110	275,000	
6 寄附金	5 教育費	283,200	100,000	
1 寄附金	19 体育保健費	283,200	100,000	
8 繰越金	6 社会及び労務施設費	285,000	2,557,908	
1 前年度繰越金	2 社会福祉費	285,000	46,810	
9 雑收入	3 兒童福祉費	358,764	2,411,098	
2 弁償金及び報償金	8 住宅費	152,454	100,000	

7 保健衛生費	2,009,157	6 涉外費	304,200	
7 鼠疫昆虫驅除費	1,863,957	9 雑支出	65,000	
9 公衆衛生取締費	102,000	歳出合計	35,275,692	
11 衛生諸費	48,200	昭和24年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算		
8 産業經濟費	4,192,300	歳 入	歳 出	追加予算額
1 農業費	1,650,000	1 公企業及び財産收入	1 社会及び労務施設費	30,000
2 畜産業費	940,000	1 諸收入	1 災害救助費	30,000
4 水産業費	589,800	歳入合計	歳 出	30,000
6 商工業費	586,300	7 物資調整費	7 物資調整費	205,000
7 物資調整費	205,000	8 農地制度改良費	8 農地制度改良費	△58,800
8 農地制度改良費	△58,800	9 間拓事業費	9 間拓事業費	280,000
9 間拓事業費	280,000	10 統計調査費	10 統計調査費	291,446
10 統計調査費	291,446	1 統計調査費	1 統計調査費	291,446
11 選挙費	558,800	11 選挙費	11 選挙費	558,800
2 農地委員選挙費	558,800	13 諸支出金	13 諸支出金	329,200
13 諸支出金	329,200	4 縣政企画調査費	4 縣政企画調査費	60,000
4 縣政企画調査費	60,000	6 雑收入	6 雑收入	150,000
		1 物品売拂代金	1 物品売拂代金	150,000

歳入合計	150,000
歳出	
1 事業費	150,000
1 事業費	150,000
歳出合計	150,000

◇鳥取縣告示第四百三十六号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを加工水産物の公認集荷機関として登録した。

昭和二十四年八月十二日

- 一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡境町榮町五〇 有限会社丸神組
- 二、登録の種類 専務取締役 石指貫一
- 三、登録番号 第二号
- 四、集荷地域 西伯郡境町

五、取扱水産物の種類 焼竹輪

◇鳥取縣告示第四百三十七号

鳥取縣開拓審議会規程を次のように定める。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣開拓審議会規程

第一條 開拓審議会令に基き縣に鳥取縣開拓審議会(以下審議会という)を置き知事又は縣農地委員会の諮問に応じ左に掲げる事項の調査審議及びこれに関し必要と認める事項を關係行政庁に建議する。

- 一、開拓者資金融通法第六條第二項に規定する事項
 - 二、開拓地の選定に関する事項
 - 三、入植者の選衡に関する事項
 - 四、開拓者における管農指導に関する事項
 - 五、その他開拓に関する重要事項
- 第二條 審議会は知事、委員三十人以内及び地方委員若干人で組織する。

- 2 地方委員は知事の定めるところにより前條第二号に掲げる事項に関する審議会の事務の一部を特定の地域ごとに分掌する。
- 第三條 委員及び地方委員は關係行政機關の職員及び第一條に掲げる事項に關し學識経験のある者のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 第四條 學識経験のある者のうちから任命又は委嘱された委員及び地方委員の任期は二箇年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員及び地方委員は非常勤とする。
- 第五條 知事は会長として会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 第六條 会長は審議会に部会を置きその所掌事項を分掌させる。
- 2 部会に部会長を置き会長の指名する委員又は地方委員がこれに當る。

- 3 部会に属させる委員又は地方委員は会長が指名する。
 - 4 審議会部会設置に關する規程はこれを別に定める。
 - 5 会長が必要があると認めるときは二以上の部会の合同會議を開くことができる。
 - 6 会長が特に審議を開く必要があると認める場合の外部会又は部会の合同會議の決議をもつて審議会の決議とする。
 - 7 前條第二項の規定は部会長に準用する。
 - 第七條 審議会に幹事を置き知事これを命ずる。
 - 2 幹事は会長の指揮をうけ庶務を整理する。
 - 第八條 審議会に書記を置き知事これを命ずる。
 - 2 書記は上司の指揮をうけ庶務に従事する。
 - 第九條 前各條に定めるもの、外議事の運営に關し必要な事項は会長が定める。
- 附 則
- この規程は昭和二十四年六月一日から適用する。但し六月一日より七月三十一日の間に開拓委員会及び未墾地買収予定地審査会の決議は開拓審議会の決議に變る。

ことができる。

鳥取縣開拓審議會部会規程

第一條 鳥取縣開拓審議會規程第六條により鳥取縣開拓審議會(以下審議會という)に適地調査部会、入植者選衡部会、金融部会、地方審査部会を置く。

第二條 適地調査部会は左の事項を分掌する。

一、開拓適地選定基準(以下基準という)に定められた特別調査を行うこと

二、国有地内の開拓適地調査を行うこと

三、審議会が開拓適地の判定に關し諮問を受けた場合これについて専門技術的な審議を行うこと

四、基準の第一七の(一)により基準に關する審議を行うこと

第三條 入植者選衡部会は左の事項を分掌する

一、助成入植者(全額、一部)の選衡について知事の諮問を受けた場合これについて審議すること

二、地元増反者及び非助成入植者の選衡(別途本省よりの通達により決定する)

第四條 金融部会は左の事項を分掌する。

一、開拓者金融法第一條の規定による資金の貸付をすること

二、同法第二條第二号から第四号までの規定による一時償還の請求をすること

三、同法第五條の規定による支拂猶予をすること

四、開拓地の課税に關する建議をすること
前項の各号について知事の諮問を受けた場合これについて審議する。

第五條 地方審査部会は各地方事務所ごとに置き左の事項を分掌する。

一、基準に定められた特別調査を行うこと。

二、市町村農地委員会が開拓適地として選定しようとする地区についてその提出した開拓適地調査書に基き適地を審議すること。

三、關係地区内において自ら適地調査を行い適地と認められたものについては市町村農地委員会に対し買収を勧告しその都度知事に報告するものとする。

但し第一号及び第二号を審議會適地調査部会で行う場合はこの限りでない。

第六條 各部会は部会長、委員を以て組織する。

第七條 部会長は農地部長を以てあて部会に属する委員は会長これを指名する。

第八條 各部会に關する一般事項については審議會規程を準用するものとする。

鳥取縣告示第四百三十八号

鳥取縣地方勞働委員会勞働者委員桶川信雄死亡に因り、その補欠委員を任命したいから、各勞働組合は勞働組合法施行令第二十一條の規定により左記により委員候補者の推薦を行われたい。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方勞働委員会勞働委員(補欠)候補者

推薦手続

一、推薦資格

縣の区域内に組織を有し勞働組合法第五條第一項の規定により適法組合である旨の地方勞働委員会の証明を受けた勞働組合でなければならぬ。

二、推薦資格認定に關する臨時措置
知事は推薦書添付の資料により勞働組合の推薦資格を調査し勞働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合すると認められるものにあつては便宜地方勞働委員会に其の資料を送付し、証明の措置をする。

三、被推薦資格
勞働組合法第十九條第八項の規定に該当する者及び公職追放令該当者以外の者であれば差支ない。但し国家公務員及び政令第二〇一号の適用を受ける地方公共團體の職員は委員となることにつき制限を受ける。

四、推薦期間
八月十二日より八月三十一日までの二十日間

五、推薦すべき委員候補者の数
推薦すべき委員候補者数は三人以内

六、推薦書様式
推薦書の様式は別記の通り
(別記) (推薦書様式)

年 月 日

(推薦組合名印)

鳥取縣知事西尾愛治殿

推薦書

勞働組合法施行令第二十一條第一項の規定により鳥取縣地方勞働委員会勞働者委員(補欠)候補者として左記の者を推薦する。
なお本組合は何月何日附を以て鳥取縣地方勞働委員会より適法組合であることを証明されているから申添える。

(例) 記

氏名	年令	所屬組合名及び地位	所屬職場名及び地位	略歴	備考
甲野一郎	二五	〇〇商會勞働組合執行委員	〇〇商會販売部事務員	別紙として記載すること。	勞働問題に對する熱意、思想、性行
乙野二郎	三五	〇〇工作所從業員組合副執行委員長	〇〇工作所上部工員	要すれば履歴書を添付すること。	政治、繁閑力量その他事項

(推薦要領)

- 一、他組合の組合員を推薦してもよい。
- 二、禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなるまでの者(勞働組合法第十九條第八項該当者)及び公職追放令該当者は委員となれないから推薦しないこと。
- 三、国家公務員及び政令第二〇一号の適用を受ける地方公共団体の職員は委員となることに制限があるから推薦しないこと。
- 四、補欠委員は一名であるが概ね三名以内を推薦すること。
- 五、勞働組合法第五條第一項の規定により適法組合であることの証明を受けていないものにあつては第二條及び第五條第二項の規定に適合するか否かの認定に必要とする左記資料を二部宛添付すること。
 - (1) 組合規約及びその他参考となるもの(法一條關係)
 - (2) 組合規約 (法五條關係)

六、推薦書は八月三十一日午後五時までに勞政課又は最寄の勞政事務所に着するよう提出すること。
七、推薦手續につき疑義の点は勞政課又は勞政事務所につき照会すること。

◇鳥取縣告示第四百三十九号
助産婦名簿から次の者を取消した。
昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍	住所
東伯郡大誠村東園三三三番地	同上
同北谷村沢谷一八番屋敷	同上
同旭村小河内七番屋敷	東伯郡倉吉町明治町一、〇三三番地
同竹田村穴鴨四五九番地	同上
日野郡黒坂町黒坂一番屋敷	同上
氣高郡大正村古海九五番地	氣高郡湖山村一、四〇〇番地
鳥取市川端三丁目二九番地	鳥取市元太町三番地ノ三
千葉縣山武郡陸岡村	米子市西町八六番地
堀谷一、〇〇九番地	細田卯一郎方
鳥取市西町一七番地	鳥取市元大工町一一番地
氣高郡千代水村安長三一五番地	鳥取市片原三丁目二七番地ノ一
同勝谷村中園一六五番地	同材木町二七番地
岩美郡津ノ井村生山二〇番地	同新品治町八七番地

氏名	生年月日	名簿取消年月日
永田 つる	明治三十二年五月三日	昭和二十四年八月五日
野島千代野	同三十一年四月六日	同
向井 茂美	同三十四年十二月八日	同
安田 なか	同十八年四月三十日	同
長谷部ひでの	文久元年九月一日	同
横川 玉枝	明治四十四年十月十五日	同
福島 すゝ	同十七年五月五日	同
浜辺 はま	同二十九年十二月十日	同
辻 かね	同十二年六月十一日	同
中山 節	同三十八年一月二十一日	同
飲田 ムメ	同三十年十月二日	同
井上 ひで	慶應二年四月二十九日	同

鳥取市西町三二三番地	同上	小橋 ちよ	安政六年一月二十一日	同
同茶町三三番地	同上	卯里 鶴之	明治二十四年十二月十五日	同
東伯郡泊村原五八八番地	同上	中碓 未野	同三十一年一月二十八日	同
日野郡江尾町江尾二、一〇五番地	東伯郡上北條村新田八一番地ノ一	田口美弥子	同三十三年一月二十八日	同
東伯郡由良町妻波二四番屋敷	同上	綱本 よし	同二年四月九日	同
同高城村上福田四二六番地	同上	石原 さの	同八年十月二十二日	同
同南谷村大鳥居一六番屋敷	同上	青木 とよ	同十一年八月十四日	同
同長瀬村長瀬二六九番屋敷	同上	戸田しゆん	同二十三年四月一日	同
同大誠村瀬戸四一六番地	東伯郡倉吉町仲之町七九八番地	陶山より子	同四十四年四月十二日	同
同八橋町八橋一、七一一番地	同東町四三五番地	後藤倭文枝	同三月十六日	同
同古布庄村杉地第一八番屋敷	同東岩倉町二、二三八番地	足立 恭	同十二年十二月十一日	同
同西郷村大原一、一〇四番地	同魚町四〇番屋敷	渡辺 愛子	同三十八年十二月二十八日	同
同倉吉町鍛冶町二丁目二、八七〇番地	同上	山田 つち	同六年九月二十八日	同
岡山縣都窪郡菅生村西坂七九七番地	東伯郡倉吉町西町五五番屋敷	西田小伊野	同二十四年九月十三日	同
東伯郡上井町清谷四九〇番地	同上	菊留 とみ	同十二年十一月三十日	同
同矢送村大字関金八四番屋敷	同上	漆原 くみ	安政元年	同
米子市中町五三番地	同上	倉敷 とめ	明治二十二年二月九日	同
同立町一丁目九二番地	同上	安井 まん	同十七年三月二十八日	同

同西倉吉町三四番地	米子市東町二六番地	岡本 たに	同三年四月三日	同
西伯郡光徳村西坪五三番屋敷	同道笑町二丁目六九番地	角田ちよの	同二十六年二月二十三日	同
廣島縣豊田郡河内村河戸二四八番地	同日野町八八番地	内田 あい	同二十七年十月十一日	同
鳥取市湯所町二八番地	同宮ノ町八番地	堀川 つち	同十一年八月十日	同
米子市西町九一番地	同錦町二丁目五三番地	古川 清	同三十二年二月二十八日	同
同天神町三丁目一五番地	同内町六番地	木村 樽代	同二十九年四月二十五日	同
日野郡神奈川村武庫四三一番地	同上	石原 八重	同十四年三月三日	同
氣高郡鹿野町鹿野九六四番地ノ第二	同上	青木はるの	同二十六年三月二十三日	同
鳥取市大工町頭四三番屋敷	同上	矢部 つね	慶応元年三月十五日	同
同寺町九五番地ノ二	鳥取市川端四丁目尻三九番地ノ一	松川 吉恵	明治二十九年十一月七日	同
西伯郡上道村二、一四七番地	同新品治町六三番地	足立 菊子	同三十一年九月二十一日	同
岡山縣勝田郡河辺村日上一、〇七四番地	同立川町四丁目一三番地	秋久 すめ	同二十五年五月二十一日	同
同吉田郡津山町林田町二二番地	同吉方六〇三番地	村上 貞弥	同二十四年十二月十二日	同
鳥取市西町二三五番屋敷	同上	山根 きく	同六年九月十三日	同
同大槻町一四番地	同上	直宮 とし	慶応三年一月十五日	同
八頭郡中私都村大字市場五五番屋敷	鳥取市西町三二一番地	山川 とめ	明治十六年二月八日	同
東伯郡赤碓町赤碓一、四七三番地	同上	松本 ちう	同二十二年十一月三日	同
鳥取市川外大工町六六番地	同上	原 てる	同二十五年二月十六日	同

同西町二二番地 同上
 同二階町二丁目二番屋敷 同上
 岡山縣勝田郡植月村植月中四〇四番地 鳥取市大工町頭四番地岡本育子方 高山きの 大正七年八月十八日 同
 氣高郡日置谷村藏内一一一番地ノ三 同西町三七八番地ノ一 山本 君子 明治四十四年四月二日 同

◇鳥取縣告示第四百四十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方三八六 田 中 繁 治
- 一、建築物の位置 鳥取市吉方三八六番地
- 一、同 用途 店舗
- 一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 九、九二平方米
- 突出する部分 同
- 一、許可條件
 - 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 - 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

教育委員会告示

◇鳥取縣教育委員会告示第四十二号

左記により鳥取縣教育委員会臨時会を招集する。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣教育委員会委員長 佐々木顯一

- 記 日 時 昭和二十四年八月十三日午前十一時
- 一、場 所 鳥取市東町鳥取縣教育委員会委員室
- 一、附議事項 (一)職員定数に関する件

昭和二十四年八月十二日印刷
昭和二十四年八月十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町